# 令和5年第3回(9月)川南町議会定例会会議録 令和5年9月7日 (木曜日)

# 本日の会議に付した事件

		令和5年9月7日 午前9時00分開会
日程第1	議案第42号	川南町下水道事業の設置等に関する条例を定めるについて
日程第2	議案第43号	川南町職員定数条例の一部改正について
日程第3	議案第44号	川南町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について
日程第4	議案第45号	川南町空家等対策の推進に関する条例の一部改正について
日程第5	議案第46号	損害賠償請求事件の和解について
日程第6	議案第50号	令和5年度川南町一般会計補正予算(第3号)
日程第7	議案第51号	令和5年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
日程第8	議案第52号	令和5年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
日程第9	議案第53号	令和5年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算(第1号)
日程第10	議案第54号	令和5年度川南町介護保険特別会計補正予算(第1号)
日程第11	議案第55号	令和5年度川南町電子地域通貨事業特別会計補正予算(第2号)
日程第12	認定第 1号	令和4年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第13	認定第 2号	令和4年度川南町特別会計歳入歳出決算認定について
日程第14	認定第 3号	令和4年度川南町水道事業会計決算認定について

# 出席議員(13名)

 1番 乙津 弘子 君
 2番 内藤 逸子 君

 3番 蓑原 敏朗 君
 4番 田中 宏政 君

 5番 河野 禎明 君
 6番 児玉 助壽 君

 7番 中村 昭人 君
 8番 米田 正直 君

9番 中瀬 修 君 10番 小嶋 貴子 君

11番 三 原 明 美 君 12番 德弘 美津子 君

13番 河野 浩一君

## 事務局出席職員職氏名

# 事務局長 新倉 好雄 君 書記 大塚 隆美 君

# 説明のために出席した者の職氏名

町 長	東	高	士	君	副町長	河 里	予秀 二	二 君
教育長	坂	本 幹	夫	君	会計管理者· 会計課長	Д 7	1 本	す 君
総務課長	/]>	嶋 哲	也	君	まちづくり課長		<b></b>	き 君
財政課長	J[]	崎 紀	朗	君	税務課長		政彦	ぎ 君
町民健康課長	各	講	平	君	福祉課長	渡邊	上 寿 身	き 君
環境課長	河	野 英	樹	君	産業推進課長	河 野	野 _	二 君
農地課長	大	山幸	男	君	建設課長		誠一	- 君
上下水道課長	大大	塚 祥	_	君	教育課長	三 好	・ 益 ヺ	き 君
代表監査委員	<b>〕</b> ····································	友	靖	君				

### 午前9時00分開会

**○議長(河野 浩一君)** おはようございます。これから、本日の会議を開きます。

申し上げます。携帯電話は電源を切るか、マナーモードにするようお願いします。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。ただいま町長から発言の 申出がありましたので、これを許可します。

**〇町長(東 高士君)** 皆さん、おはようございます。

本議会初日に提案いたしました「議案第55号令和5年度川南町電子地域通貨事業特別会計補正予算(第2号)」につきまして、金額の誤りがありましたのでお詫びして訂正をお願いいたします。金額の誤りにつきましては、お手元にあります正誤表のとおり、議案の10ページ表中、3億7012万8000円とあるのは、正しくは575万7000円です。誠に申し訳ありませんでした。訂正をお願いいたします。

以上です。

**○議長(河野 浩一君)** ただいま説明のありました「議案第55号令和5年度川南町電子地域通貨事業特別会計補正予算(第2号)」につきましては、正誤表のとおり訂正することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- **○議長(河野 浩一君)** 異議なしと認めます。それでは、議案第55号につきましては、正 誤表のとおり訂正をお願いします。
- **○議長(河野 浩一君)** 日程第1「議案第42号川南町下水道事業の設置等に関する条例を 定めるについて」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

**〇議員(中村 昭人君)** 議案第42号につきまして質問をいたします。

まず、この下水道の区域内の人口。それぞれ漁業集落排水と下水道事業、それぞれ教えていただきたいと思います。あと、加入率も分かれば。

**○上下水道課長(大塚 祥一君)** 下水道事業の区域内人口は直近で3,435人、加入人口が2,616人で、加入率が76.2%。漁業集落排水事業が区域内人口が832人、加入人口が640人、加入率が76.9%となっております。

以上です。

○議員(中村 昭人君) 提案理由では、この公営企業法を適用するということで、今の上 水道と同じような企業会計になるかと思います。現在、今回の議案書の中に決算のやつが載っているんですけど、それぞれ一般会計からの繰入金があるということで、言わば、この加入世帯が支払っている基本料金というので、この事業を賄えていないという理解で私はいるわけですけど。この公営企業法を適用するということは、今後、言わば、使用料で全体の事業を賄っていくという方向を目指すという理解でよろしいですか。

**〇上下水道課長(大塚 祥一君)** ただいまの御質疑にお答えいたします。

公営企業の原則としては独立採算となっております。議員御指摘のとおりでございまして。 これは法適用をしようが、しまいが、基本的には独立採算という考え方でございます。

ただ、公営企業法の中には独立採算というのがきちんとうたわれているという理解でございまして、本来であれば、その使用料で全体を賄えることがもちろん大事なことではありますけれども、現実的には一般会計からの基準外繰入れ等をいただかなければ運営できないという状態であります。これは、全国の小さな下水道事業等も同様でありまして、目標としては独立採算を目指しますけれども、現実を見ながら緩やかにやっていきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○議員(中村 昭人君) 独立採算が取れるような体制を目指すということでいくと、1番 これで心配になるというのが、下水道の基本料金が1,300円、8 立米というんですかね、これ。言えば、使用料が今後上がっていくというような理解でいたほうがいいのかと。上げないためには、下水道区域内に住居を誘導するということも考えられる。そうしないと、使用料というのは上がっていかないと思いますので。そうなるようにするということで、基本料金と、言わば下水道料金等も、将来上がっていくということを念頭に置いたほうがいいということでしょうか。

**〇上下水道課長(大塚 祥一君)** ただいまの御質疑にお答えいたします。

昨今のインフレーションで、電気代とか資源がかなり値上がりしておりまして、当然、 年々物価が上がれば、現在の料金ではより多く繰り入れしなければならないということにな ろうかと思いますので、基本的には将来的には上げざるを得ないだろうなと考えております。 また、下水道区域外の方の一般会計からお金を入れるということは下水道区域外の方の税 金等も含まれておりますので、基本的には使用者負担の原則で行うのが本来でありますので。 その辺は総合的に考えて行っていく必要があるかなと思っております。

以上です。

- ○議長(河野 浩一君) ほかに質疑はありませんか。
- **○議員(内藤 逸子君)** 議案第42号について、質問します。

資産等の情報を正確に把握することが必要があるので、このようにしましたよという提案 理由なんですけど。資産の情報というのは、これをしなければ正確にならないということな んですか。質問します。

**〇上下水道課長(大塚 祥一君)** ただいまの御質疑にお答えいたします。

公営企業法を適用しますと、公営企業会計で経理することになります。公営企業会計は基本的に民間の企業会計と同じような会計を行います。そうしますと、貸借対照表、バランスシートというものを作成することになります。バランスシートには、資産と負債、資本というふうにいろいろな情報が載ることになります。そのバランスシートの中でその財産、例え

ば浄化槽の浄化場の施設がどの程度の規模でどの程度年数が経ったものなのか、それを形成する資金は借入なのか、自己資本なのかというふうな情報が読み取ることができます。単式簿記の官公庁会計よりははるかに情報が多いということになりますので、そのようにしたいということでございます。

以上です。

- **○議員(内藤 逸子君)** この条例を作ることによって、そこに住んでいる人たちというのは不利益を被らず、スムーズにいくよということでこういう提案になったって理解していいんでしょうか。
- **〇上下水道課長(大塚 祥一君)** ただいまの御質疑にお答えいたします。

特に、この下水道を公営企業会計にするからといって、特段、受益者の皆様に影響がある ものではございません。提案書のとおり、将来人口が減少する中、この施設を維持管理して いく、長く使えるようにしていくためには、この公営企業の法の適用が必要だということで 御提案させていただいているものでございます。

以上です。

○議長(河野 浩一君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(河野 浩一君) これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員 会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長(河野 浩一君)** 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第2「議案第43号川南町職員定数条例の一部改正について」を議題とします。

これから、本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長(河野 浩一君)** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員 会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長(河野 浩一君)** 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第3「議案第44号川南町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について」を 議題とします。これから、本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(河野 浩一君)** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員 会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長(河野 浩一君)** 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第4「議案第45号川南町空き家等対策の推進に関する条例の一部改正について」を議題とします。これから、本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(河野 浩一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員 会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長(河野 浩一君)** 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第5「議案第46号損害賠償請求事件の和解について」を議題とします。これから、本 議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長(河野 浩一君)** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員 会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長(河野 浩一君)** 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第6「議案第50号令和5年度川南町一般会計補正予算(第3号)」を議題とします。 これから、本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

- **○議員(内藤 逸子君)** すみません、一般会計補正予算の債務負担行為についてちょっと お尋ねします。39ページなんですが、書いてきていたんですけど、消えていますので。LE Dの照明貸借料について項目がありますが、この貸借した場合と直接自分たちで賄った場合 との差というようなものは計算されているのかどうか伺いたいんですが。
- **○議長(河野 浩一君)** 内藤議員、ちょっと理解しにくかったようですので、もう1回説明をお願いします。
- **○議員(内藤 逸子君)** すみません。これは貸借料ということはリースって理解していいんですか。リースであった場合と直接町が運営した場合というか、管理した場合、差があって、こっちのほうが安いからこうしたのかというのを尋ねているんですが。分かりませんかね。だめですか。

**○財政課長(川崎 紀朗君)** ただいまの質問のお答えではないんですけれども、今回の債務負担行為の補正の議案は、一応予算書の5ページのほうになるんですけれども、今回追加してある4件、こちらを今回議案として追加をしております。

あと、先ほど議員がおっしゃられました39ページの一覧表につきましては、過去に議案として出された債務負担行為で、今もなお継続しているもの、そちらも含めて掲載しているという形になっておりまして。今回の議案とは関係ない案件かなと考えます。

以上です。

- ○議員(内藤 逸子君) すみません、一覧表になっていたもので知りたいなと思って、しました。すみません、勘違いしているんですね、私が。議案書にもらったものについて、全てこうするのかなと思っていましたので、すみません。取り消さなくてもいいとは思いますけど、勘違いですね。
- ○議長(河野 浩一君) ほかに質疑はありませんか。
- **〇議員(児玉 助壽君)** 議案第50号令和5年度川南町一般会計補正予算(第3号)についてお伺いします。

13ページでありますが、17款1項寄附金のふるさと納税が18億見込み計上をしているわけですが、この補足説明を聞くと、現在の受付状況から年度末見込みは38億円を見込んでおられますが、好調で結構なことでありますが、好調だからこそ、好事魔多しということがありますので、都農町の二の舞にならないように、慎重に返礼品の算定基準についてしっかりと見直しし、間違いのないように頑張ってもらいたいと思っています。

**〇会計課長(山本 博君)** 児玉議員の御質疑にお答えいたします。

言われるとおり、本町も国の基準にしたがいまして、適正に経費内で留めてやっております。昨年度は全国的に4年度は40位という成績で、今年度も順調に推移しておりますので、 適正に対応していきたいと思っております。

以上です。

- **○議長(河野 浩一君)** ほかに質疑はありませんか。
- **○議員(米田 正直君)** 議案第50号令和5年度川南町一般会計補正予算(第3号)についてお尋ねいたします。

33ページをお願いしたいと思いますが、学校建設費でございます。新中学校建設実施設計業務委託料のことでございますが、当初予算におきましては2億857万1000円が計上されておりましたが、補正では3091万円が減額をされております。これは6月議会でも提案されて廃止が決定されたわけでございますが、その関係だと思いますけれども。これを差し引きますと、当初予算から補正を引きますと1億7766万1000円になります。この残については何か意図があるのでしょうか。お尋ねしたいと思います。

○教育課長(三好 益夫君) ただいまの御質疑にお答えいたします。

差額があるということですけど、今回もう実際解約ができて、予算が落とせるものに関し

ては今回補正でということで予算を落としているんですが。今回、議案にも挙がっております違約金に関わる分、こちらのほうはまだ手続きのほうが正式に終わっておりませんので、こちらの分に関してはまだ予算を落とすという行為をしておりません。今回認めていただけて、予算が通過した際には、また再度補正予算のほうで対応したいというふうに考えております。

以上でございます。

- **○議員(米田 正直君)** この残額につきましては、また後ほど補正予算で落とすということでよろしいですね。分かりました。
- ○議長(河野 浩一君) ほかに質疑はありませんか。
- **〇議員(養原 敏朗君)** 議案第50号川南町一般会計補正予算(第3号)について、何点か お尋ねいたします。

まず24ページです。 4 款 2 項 2 目塵芥処理費ですけど、町有地の管理する土地に長年不法 投棄された状態、これを撤去と説明がありましたが。最初は 1 人、 2 人が捨てられて、その うち、それに釣られてというか、どんどんそこに放置されていくことになるのでしょうけど。 汚れておれば、罪悪感なく捨てる人も出てくるんだと思うんです。今回撤去されるというの はいいことなんですけど、そんな長期間される前に注意喚起なりして、そうならないように することが重要だと思うんですけど、そのような箇所はほかにはないんでしょうか。

次に、28ページです。8款2項2目委託料で、設計業務委託750万上がっています。実は 先日から大雨が2日間ぐらい続きましたけど、尾脇地区の集落では住宅とか牛舎に大雨の際 水が入ってくるときがありますよという話を私も聞いておるわけですけど、その対策を講じ るための今回は調査委託ということでよろしいのでしょうか。

それと、34ページ。10款 4 項 2 目、4600万円計上されています。説明では町有地緑地公園 化工事ということですけど、現在も既存の住宅が 1 棟あるわけですけど、それも壊されると か、どうかされるのでしょうか。結構、私、同じ集落、部落、言葉は適当じゃないかもしれ ないけど、同じ部落のものですけど、大体分かるんですけど、結構まだ新しい家で、頑丈で。 もし可能なら壊さずにお試し滞在施設としても十分あのまま使えるんじゃないかなという気 もするわけですけど。

同じく、図書館文化保護施設管理委託料として847万円、今回上がってきておりますけど、 その内容についてお尋ねします。

○環境課長(河野 英樹君) 蓑原議員の御質疑にお答えいたします。

ほかにこのような不法投棄の場所がないかという御質疑でございますが、まず今回この不 法投棄を発見したといいますか、見つけたのが、本年5月20日頃であったと思うんですが、 三原議員から情報をいただきまして、現場に役場産業課と高鍋保健所において、現場確認と 調査を実施して、ようやく分かったというような状況でございます。いつバラバラに1人が やったのか、今日現地調査をしていただくわけですが、かなりの量でございますので、1個 人が複数回にわたってやるような量ではなかなかないのかなと思ったりはします。これがど ういうふうに積み上がっていったのかもなかなか分からないという不明な状態でございます。 誰による犯行なのか、法人なのかも分からない状態なんですけれども。このような状況を撤 去させていただくために、予算を計上させていただきました。

加えまして、御質疑にありましたとおり、ほかの町有地、産業推進課が担当します防風林 敷きとか財政課が担当する町有地などでこのような事件がないかというようなところは、今 後も引き続きチェックしてやっていこうということは内部で協議をしたところでございます。 以上です。

**〇建設課長(黒木 誠一君)** 蓑原議員の御質疑にありました29ページの委託料750万円は、 議員御質疑のとおり、大雨時に尾脇地区の農業用水路から宅地等に流れ込む雨水等を少しで も解消するため、それに対する設計委託料でございます。

以上でございます。

**○財政課長(川崎 紀朗君)** 町有地の緑地公園化工事について御説明いたします。

住宅を使うことができないかというお話だったんですけれども、こちらの住宅が2棟あるんですが、西側の割と新しいほうの家、あちらのほうにつきましては、新しく今御本人さんが建て替えをされている最中、ほぼ出来上がりに近いような状況で、こちらについては補償費の対象になっているということで、取り壊した後に補償費を払うという形になっていますので、ちょっと取り壊さないといけない案件になります。

あと、古いほうの家につきましては、補償費とかそういうのは絡んでいないので、こちら については普通に取り壊す予定となっております。

こちらについてなんですが、そもそもなぜ、もともと当然皆さん御存じのとおり新中学校の建設用地として購入した土地なんですが、それをなぜ公園と今回するような計画を上げたかというところのちょっと御説明をここでさせていただきたいと思っております。令和5年6月議会にて、川南町立中学校統合整備基本計画の廃止を受けまして、学校用地として土地を取得することが事実上できなくなりました。特に、農地につきましては、農地のまま町が取得をするということは実際できないため、土地利用計画の変更を行う必要が出てきました。それと、町の事業に協力する形で土地を提供してくださった土地の提供者の方に対し、町側の方針の変更により相手様にとって何ら瑕疵がないにも関わらず、不利益を与えてしまう、例えば、土地の購入がもうできなくなりましたとかそういった不利益を与えてしまうことは、今後、町が様々な公共事業をやっていく上でいろんな用地買収とか当然出てきますけど、その際に町が約束を守らないというような不信感につながってしまっては、今後の事業運営に支障が出てくるものと考えられます。

そのため、土地の提供者の方に対し、1番速やかに土地、特に農地のことを指すのですが、 取得手続きを済ませ、土地代金の支払いを完了させる方法を検討した結果、農地の部分につ いては土地の造成等を行わず、そのままの形状で公園化、張り芝なんですけど、をすれば、 農地転用許可を受けずに農地を取得することができ、また、当然造成等も行わないものですから、1番安価な工事費で済むためふるさと総合文化公園に組み入れるというような計画に 土地利用計画を変更することとなった次第でございます。事の次第はこのようなことから、 ふるさと総合文化公園に組み入れるような計画変更という形のための工事という位置づけで ございます。

以上でございます。

**〇教育課長(三好 益夫君)** ただいまの御質疑にお答えいたします。

図書館文化ホール複合施設の指定管理料の追加について御説明をさせていただきます。

こちらのほうが、指定管理者のほうが指定管理料の中で電気代の支払いとか委託料の支払いとかそういったのを行っていただいたところなんですけど、昨今の物価高騰に伴って、電気代も非常に高騰しております。当初契約していた範囲内で、企業努力ではもうちょっと賄えないようなレベルになってしまったということで申し出がありまして。今回、どれだけ増分になっているかということを試算した上で、予算計上ということでやらせていただいております。

内訳に関しましてですけど、まず委託料のほうが冷暖房機器のほうを入れ替えをしております。こちらの冷暖房機器はちょっと効かなくなったということで取替え工事を行ったところなんですけど、工事完了に伴ってこの機器に関するメンテナンスをする委託料、こちらのほうがちょっと非常に高くなっております。こちらのほうが契約を結んだ時点からすると430万3420円追加になっております。このほかにも追加でやらないといけない委託料がちょっと小さいものもろもろあって、合計すると委託料の部分で477万4220円当初予定したより多くなっているという試算になりました。

続きまして、電気代です。こちらのほうが電力の使用量が増えたから増えたというわけではなくて、明らかに単価の上昇による電気代の上昇分ということで試算を行っております。こちらの分が年間分で352万9170円という試算をしております。併せまして、灯油代のほうも増額になっております。こちらの灯油代も冷暖房に必要な灯油代になっております。こちらが17万400円、上振れしているということで試算をしております。

こちら全て合計すると、847万3790円という試算になっております。こちら1万円未満を切り捨ててということで、今回予算計上という形になっております。

説明については以上です。

○議員(養原 敏朗君) ビニールの撤去については、よろしくお願いします。ニューヨークにブルックリンというところがあります。貧しい方たちが住んでいらっしゃる方が多いところなんですけど、汚いところには罪悪感なく捨てる傾向があるんだそうです。きれいにしたら、以後、窓ガラスを割ったりとかごみ捨てにしないとかいう現象が起こったというのを聞いたことがあるものですから。チェックされるということですから、結構なことですけど。そんなたまり場を作らないような努力をお願いしておきます。土木については了解しました。

学校建設予定地の後の緑地化のことについて、ちょっと理解しかねるんですけど。支払いで補償費を払うというのは分かるんです。でも、支払ってしまったら町のものだから何も壊さなくても有効利用できるものはできないのかなと思ったもんだからそんな質問をしたわけですけど。金、支払って町のものになったら壊さずに有効利用、壊しますよということを全体で売買されたのかな、どうなんでしょうか。

それと、文化ホールのことです。そもそもTRC、コロナ禍で多くの事業をやってなかったと思うんです。その際の返還金も僅かでした。そして、TRC自体結構大きな企業で、以前ちょっと何かでも見たことあるんですけど、1年間の利益が確か数十億円上がっているような企業です。企業努力というんですか、一般家庭も電気量が上がり、特に田舎ですから自動車を利用しなくちゃいけないんですけど、ガソリン代が上がって困っている、みんな困っているんですよね。だから、なんでTRCだけって思いますし、今年も特に文化ホールのほうは工事等もあってあまり使ってないということで、費用はむしろ電気代が上がったのは十分承知しておりますけど、むしろひょっとしたら余ってるんじゃないかなというぐらい考えているんですけど。

そして、契約の中でそのような電気料が上がったら払うような仕組みに、契約にそもそも なっているんですか。

## **〇教育課長(三好 益夫君)** ただいまの御質疑にお答えいたします。

確かに、指定管理者であるTRCのほうは非常に大きい企業であります。前年度から、実際のところ大分収益を圧迫している状況でありました。企業努力でなんとかならないかということでやっていただいていたんですけど、ちょっと中身を精査させていただくと、実際にもう赤字になっているような状況です。確かに、大きい企業様でありますので、企業全体が揺らぐような赤字というわけではなくて、単体の川南町における事業で赤字ということです。なかなか今回のような世界情勢に伴って電気代が高騰するということは、これまでなかなかなかったことで、なかなか想定されないところでありました。電気代とか補填をする根拠ということなんですけど、こちらに関しましては、こういう物価高を受けてということで国のほうからこうしなさいよということではなくて、そういう配慮をしてくださいという旨の通知のほうが来ております。それに基づいてということで、最大限配慮できる部分でということで今回予算計上をさせていただいております。

1つには、指定管理者も本当に赤字になってしまったら、途中で撤退する。それから、今後受注できないみたいなことも考えられますので、利益が上がっているのにというのは非常に好ましくないことなんですけど、今回に関しましてはもうちょっと利益とかはほとんどない状態で、その上でということで、追加でということで予算のほうをお願いしているところです。

以上です。

**○財政課長(川崎 紀朗君)** ただいまの御質問にお答えいたします。

補償費のところなんですけれども、またこちらにつきましては税務署との協議もありまして、5000万円の控除とかその辺もあるんですけれども、その辺の協議も税務署とやっておりまして。その辺りが、もし当初の目的、取り壊ししなくて大丈夫かとか、その辺の確認が取れていませんのでちょっとこの場で即答は難しいかなと思っております。

以上です。

○議員(養原 敏朗君) 公園化のことについては分かりました。単純にあそこは当初は当然学校を作る予定でしたから、取り壊さなくては仕方なかったんですけれども、現在は取り壊さなくてもいいような状態ですね。もし可能なら、全く個人の感覚ですけど、利用できるものなら利用したらどうかなというぐらいの考えでお尋ねしましたので。ぜひ税務署と協議されて、有効利用できるものならぜひしてほしいと思います。

指定管理者の件です。TRCはあそこの単体経営だけじゃなくて、本なんかも一手に入れているんですよね、図書館に。町内に本屋さんないから。その辺の利益も上がっているんでしょうし、もうそれじゃあ指定管理者はいないよということ。私はいると思います、いっぱい。現にやりたいという人も個人的にはちょっと聞いていますから。そんな半分脅しに屈するようなことはする必要ないと思うんです。

そして、よく過去のことも精査されたみたいですからこれ以上言いませんけど、ぜひTR Cのための施設じゃありませんので、よろしく、ちゃんとTRCの言いなりじゃなくて、ちゃんと精査された上でうまくやっていただきたいと思います。

以上です。

- **○議長(河野 浩一君)** ほかに質疑はありませんか。
- **〇議員(徳弘 美津子君)** 議案第50号一般会計補正予算(第3号)で、私、自分の所管と被りますけれども、ちょっと質問をさせていただきます。

まず、8款3項2目、29ページになります。公共交通費、コミュニティバス補助費で370万円。これ当初予算は多分、宮交だと思うんですけど、1000万円計上されておりますので、どのような計算方式の370万円なのか。単純に、来年度の3月までだと思うんですけども、そちらをお知らせください。

それから、10款3項1目、33ページの学校管理費ですね。中学校のトイレの改修で1265万円ありますが、その場所と今後の、例えば、これがどの優先順位の中でこの場所になったのかをお知らせください。

それから、10款4項2目、35ページ。文化施設費です。緑地公園工事です。4600万円。詳細は分かりました。結局、設計が出ずにいきなりの工事ということなので、設計を建設課のほうでされたものでいきなり工事ということだと思うんですが、よろしければ全議員に、多分、工事設計がどういう形になるかは出ていると思いますので、全部に配布をしていただいて。先ほど同僚議員が聞かれたような感じなので、駐車場のこととかを考えたときに、どこに駐車場をするんだろうかと思ったときに、宅地がある部分であれば壊してしまえば、また

コンクリート化をしないで済むのかちょっと分かりませんが、その駐車場の跡利用がどこが どうするのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

それから、10款 4 項 2 目、35ページの文化施設費で文化ホール。先ほども同僚議員が言われましたが、847万円の詳細は分かりました。当初予算は委託料が多分7345万5000円だったと思うんですが。39ページの債務負担行為の一覧表の中で、1 番下に令和 5 年度文化ホール図書館施設指定管理料が出ていますね。令和 6 年から10年度に 5 億1800万円になるので、単純に 5 年で割ったら 1 億以上のものの施設管理になるのかなと、ちょっとごめんなさい、私、認識が浅くて。この説明をお願いします。先ほど言った文化ホールの840万と当初予算を足しても八千幾らにしかなりませんので、その経緯をお知らせください。

○建設課長(黒木 誠一君) 予算書29ページの広域的コミュニティバス補助金370万円の内訳ということですけれども。まず、当初予算の1000万円の補助金は、宮崎交通への補助金ですが、バス業界の令和5年度事業年度が令和4年の10月1日から令和5年の9月30日になりますので、令和5年9月30日まで運行いただいた宮崎交通にお支払いし、今回の350万円は三和交通にお支払いするための補助金です。算定根拠といたしましては、三和交通の計画キロ数、三和交通のキロあたりの運行経費230円、宮崎交通の運送収支を参考に都農から高鍋間の総運行距離が25キロありまして、川南町分9.6キロメートルから按分し、求めたものでございます。

以上でございます。

**〇教育課長(三好 益夫君)** ただいまの御質疑にお答えいたします。33ページ、中学校のトイレの改修工事についてお答えいたします。

こちらのほうが中学校のトイレ1か所あたり税抜きで50万円という見積もりがありまして、これに基づいてということで23基分ということで計上をさせていただいております。具体的な工事をする箇所ですけど、実際に現在中学校も始業式も始まりまして、授業を行っている中での工事ということになります。授業の支障という部分を考えたときに、まずは両中学校の体育館、こちらも意外と、全部洋式になっているというわけではなくて和式のトイレが多いような状況にあります。両中学校の体育館におきましては、避難所にも指定されているところでありますので、全て洋式化するようにということで、まず初めに着手するということで計画をしております。その残りの部分ですけど、両中学校、授業に支障がないようにということで学校と打ち合わせをしながら少しずつやっていく予定にしております。トイレが使えないとなると、学業に支障が出てくる、また授業中に工事を行うとなるとこれも支障になるということなので、いろいろ工事をする時間とかを選びながら、あと御迷惑をかけるにしても最小限に済むような形ということで、いろいろ考えながら工事のほうは進めていく予定にしております。

以上でございます。

**○財政課長(川崎 紀朗君)** 町有地緑地化公園化工事の件で回答いたします。

場所の駐車場につきましては、全体を南側に見たときに農地側を芝張りにして、宅地になっている部分5,000平米を砂利敷の駐車場にしようという計画であります。また、委員会付託された後は委員会の皆さんには現地で図面を広げながらちょっと説明をしたいとは考えておりますが、公園後、ふるさと総合文化公園ということで一般開放型の公園にはなろうかと思いますので。芝の部分については隣接する中央保育所等の運動会を開催したりすることもできるでしょうし、散歩等の利用とかもあるでしょうし、また、駐車場のほうについては文化ホール等で日中大きなイベント等があるときどうしても駐車場が不足したりとか、そういったのもあると思いますので、そういった活用とか、そういったふうにも考えております。以上です。

○教育課長(三好 益夫君) 1点、お答えするのが抜けておりました。指定管理料、今回新たに追加する分の金額が多いんではないかということについて御説明させていただきます。現状、前回の一年間にかかるというのは非常に超えている状況にあります。今回、予算追加させていただいたというよりもまださらに多いからということで御質問いただいたと思うんですけど。何の部分を見込んでいるかというと、まず人件費です。人件費がこれからまだ上がっていく方向でということで予算の考えで計算をしてあります。と申しますのが、今、昨今の情勢でいくと、人件費に関しては上昇していくという方向性ができておりますので。これが最初見込みで入っていないと、なかなか後でまた足りなくなってということになりますので。今回、債務負担行為でありますので、上限をということで最大限ここまでかかるかもしれないということで上げさせていただいております。

併せまして、光熱費、電気代、それから委託料に関しても、最大ここまでというところで 計上させていただいているところです。実際に、この金額になるということではございませ んので、御理解いただけるといいかと思います。

以上でございます。

○議員(徳弘 美津子君) コミュニティバスはそうしたら結局この370万円は来年度の3月までという捉え方で、路線の川南負担分でいいという形になるんですね。併せて、これ来年度、令和6年度は年間どれくらいになるかが試算できていれば、そこをちょっと教えていただくといいかなと。計算すればいいでしょうと言われるかもしれませんが、よろしくお願いします。

トイレのほう、分かりました。今回は23基ということで、いろいろな利用の感じといろいろあるんでしょうが。1基50万円ということで、昨日同僚議員が一般質問しましたが、トイレを洋式にすればいいという問題ではないような気もするんです。根本的な解決をする中で、例えば、本当に全く違うところでもトイレを新設をしてやりかえるという考え方もないと、今後どういう形になるか分かりませんが、これは今後の使い方としてはちゃんとした子どもたちが使いたいトイレにしてほしいなと思うのが願いです。

私、昨日、同僚議員が乾式トイレというのを調べましたら、なるほどなと。うちは湿式だ

なと思いながら、すごく勉強になったんですが。本当に子どもたちが家に帰るまでトイレをしないということのお話はよく聞きます。それはなぜかというと、御自宅が皆さん今、家が立派なんですね、若い方がたくさん新築の家に住まわれているのもあるので。得てして、そういう家で下手すると、トイレを開けたら自動に蓋が開く。座って、用を足したら、自動で流れるということに慣れている子どもたちは学校のトイレはなかなか認識しがたいんだと思うんですね。それを教育としてするのも、これは私、逆に言えば、いろんな現場にいろんな立場になるときには教育としてどういうトイレでもやってほしいと思うんですが、とりあえず今回見ると、とりあえず洋式にしちゃえみたいな感じがちょっとどうかなと思っているので、こういう質問をしました。

あとは、緑地化のですが。駐車場があれって、よく言われるのが、これは職員の方ごめん なさい。職員の駐車場を役場の庁舎内にしているのはどうなんだろうとよく言われるんです。 私もある講演に行ったときに、日本ぐらいだと。庁舎の、歩いて1分のところに駐車場があ るという恵まれた環境である行政。外国で行けば、歩いて数分のところから歩いてきて、仕 事に入るというのもありますので。そこを、今回駐車場をされるのであれば、今は週明けで 何かでというのがあるけれども、得てして、今日は何でこんなに多いの、停められないこと もありますので、そこを踏まえて、駐車場ばかりあることが裏付けとして職員の駐車場にこ こを担保するんです。であれば、またそれはそれで住民の理解が得られるのかなと思ってい るんです。今は文化ホール、文化ホールはあくまで文化ホールの駐車場であって、職員の駐 車場ではないと思うんです。そこあたりは、この設置するあたりに当たっては、また考えて ほしいのかなと思っております。文化ホールは分かりました。ただ、こうやって予算に乗る と1億円かかるようになるのかなと思って、ちょっと心配しますので。やはり人件費も上が ったりして、昨日、一昨日のニュースでも給食センターの請負会社が倒産したとかあるので、 多分これから人がいないことによって、その事業が担保できないということもあると思うの で、ここは慎重に議会のほうも理解をしながらいってみたいと思います。返答できるものが あれば、よろしくお願いします。

**〇建設課長(黒木 誠一君)** コミュニティバスの年間換算した負担金額ということですけれども、現在予算に計上した370万円はまだ県からの赤字補填額の半分は入っておりませんので。宮交と三和交通を比較いたしますと、キロ当たりの単価が宮崎交通の場合は300円、三和交通の場合は230円と、約70円安いです。補助を除く高鍋・川南・都農の3町の負担額は、概算でございますが、三和交通の場合は年間780万円。これを川南町の年間負担額に直しますと約距離割負担で300万円となります。

以上です。

**○財政課長(川崎 紀朗君)** 先ほどの御質問で、駐車場の利用の件なんですけれども。議員も先ほどおっしゃられたように、現在、職員だけでなくて周辺を利用されている社会福祉協議会、また商工会とか土地改良区とかその辺も一緒に協力していただいて、各月ローテー

ションで今、白坂の隣の砂利の駐車場と文化ホールと白坂の間に通っている町道の斜めに停める駐車スペースがあるんですけど、そちらのほうに職員もローテーションで駐車をして、できるだけ役場の駐車場を確保できるようにということでやっております。

また、イベント等があるときは職員も文化ホール等を使うようにということでやっておるんですが、なかなかいろいろイベントが重なったりするとちょっと停める場所が少なくなったりというのは確かにあろうかとは思います。

あと、今度整備する駐車場については、当然イベントの利用者だけではなくて、保育所の 職員の駐車の利用とかも考えております。ちょっと役場の職員が行くには遠いかなというと ころはあるんですけれども、できる限り、庁舎に関しては利用者の方に迷惑はかからないよ うにというふうには配慮して、計画を立てていきたいと考えております。 以上です。

- ○議長(河野 浩一君) ほかに質疑はありませんか。
- ○議員(三原 明美君) 川南町一般会計補正予算(第3号)、18ページから19ページの 2款1項11目14節の自治振興費の中の中央地区コミュニティセンター改修工事、それと多賀 地区コミュニティセンター改修工事についてお聞きいたします。

この中央地区コミュニティセンター改修が4126万1000円と、すごい高い値段が出てますが、 これはどのような工事をされて、また工期はいつまでなのか。そして、その時期使えないと きはどのようにされるのかお聞きいたします。

**○まちづくり課長(甲斐 玲君)** ただいまの御質疑にお答えいたします。

中央地区の改修工事につきましては、間取りの変更やユニバーサルデザインを取り入れたりしたいというふうにして考えております。工期につきましては、本年度中には終わらせるような形で考えておるところです。工事中の公民館機能につきましては、別途、ほかの公民館を借りてやろうというふうに考えております。工事費が高いのにつきましては、中央地区独特の位置的なものもあって、重機等がなかなか入りづらいのと物価高騰を見越して予算を計上しているところです。

以上です。

- **〇議員(三原 明美君)** 中央地区のそのコミュニティは災害時にも使えるような施設にはなっているのでしょうか。
- **Oまちづくり課長(甲斐 玲君)** ただいまの御質疑にお答えいたします。 指定避難所となっております。 以上です。
- ○議員(三原 明美君) この、使えるような、どういう形なのか私たちも想像をいろいろ 考えるんですけれど、できましたらこういうときに図面を添付していただくとありがたいな と思います。それと、その多賀地区のコミュニティセンターの改修工事300万の追加が出て おりますが、もともと最初の予算は幾らだったんでしょうか。

**○まちづくり課長(甲斐 玲君)** ただいまの御質疑にお答えいたします。

当初、多賀地区につきましては、3394万6000円ということで改修工事の費用を計上しているところでございます。

以上です。

- **〇議長(河野 浩一君)** ほかに質疑はありませんか。
- ○議員(中村 昭人君) 議案第50号令和5年度川南町一般会計補正予算について質疑をさせていただきます。30から31ページのプール改修工事委託料です。1500万です。提案理由の説明では、再開の判断を改修規模や改修工事の提案、ランニングコストの算定を行い、再開の是非を判断というふうに提案理由とありました。一般質問等ではあったんですけど、また確認をしたいんですけど、この提案をいただくということはプロポーザルでやるということなのでしょうか。
- **〇建設課長(黒木 誠一君)** 運動公園プールの改修計画、実施設計委託料は改修計画と実施設計を別々に発注いたしまして、プロポーザルとかではなく、改修計画で受注されたプールに詳しいコンサルや設計事務所等からいろいろな意見をいただきながら、先ほどお話ししました改修の内容とか広報とかランニングコストの提案をいただいて、その中でよりいいものを採用しようと考えております。

以上です。

○議員(中村 昭人君) そういった専門家から御意見をいただくということですが、その計画という、どのようなプールが望ましいのかということに対して、例えば私たち議会とか、例えば町民の意見がそこに反映させることができるのかどうか。その設計が出た後にそういうものを公開して、また意見をいただくというようなことを予定されているのかと。

すみません、もう1点ちょっとありました。それと、ちょっと所感ではあるんですけど、 町有地の緑化工事、公園整備後にはふるさと文化公園に編入するということですので、教育 課、畑になるのですかね。違う。そのときに、ちょっと確認なんですけど、オープン型の運 動広場にするということは、例えばそこでサッカーとかグラウンドゴルフということを、そ こで占有をして料金を。料金は発生しないと思うんですけど、公園だったら、そういうこと が可能な公園なのかどうかということを、もう1つ、すみません、付け加えていいですか。 今の2点をお願いします。

**〇建設課長(黒木 誠一君)** プールの改修計画なんですけれども、これはできる限り、保護者や教育委員会等の意見も多くの意見を確認しながら進めたいと思います。改修計画が終わった後、使いづらかったとかいうようなことのないように、慎重に議論を重ねた上で計画を立て、その後実施設計に移っていきたいと考えております。

以上です。

**○財政課長(川崎 紀朗君)** 緑地公園化工事の件で御説明いたします。

整備後の利用についてということなんですけれども、とりあえずこの4600万という経費の

中に、当然芝と先ほど言った砂利の整備、あとは既存の建物の取り壊しあたりが入っているんですけど、球技等をやろうとすると当然ボールが外に飛んだりとかそういった対策も必要になってきますので、フェンスとかがいると思うんですが、今のところ、例えば5メーターのフェンスとか高いフェンスとかは付ける予定はないので。サッカーとかはなかなか厳しいんじゃないかな、ボールが外に出たり公道に出たりする可能性があるので、厳しいのかなとは思っているんですが。グラウンドゴルフ等であれば、そういった外にボーンと飛び出すようなこともそんなになかろうかと思いますので、そういった利用は。まぁいわゆる、今のふるさと公園、畜魂碑がある、慰霊碑があるところの使い方と似たような使い方というイメージで今のところ考えております。

以上です。

○議員(中村 昭人君) 緑地化のほうは分かりました。プールは意見を聞くということでございますが、そもそもプールを以前、廃止前の意見の中でいくと、屋外型でなかなか水質と水温、やっぱり屋外だとなかなかプールの温度が下がらないといえば、もう30度を超えるぐらいの水温になると、前監視をされていた方がおっしゃいましたけれども。そもそも論として、あそこのプールを再開させることに対して経済合理性で考えるのか、町営プールがないということで、町民のそういった水に親しむということを提供するという考えで、あそこのプール再開を考えているのか。そこの根本的な議論がなかなか見えない中で、設計委託ということが出てきたときに、果たしてそういう手続きでいいのかなという、若干の疑問が私的には現在あるものですから、お尋ねをいたしたところでございます。

以上です。

**〇議長(河野 浩一君)** 返事がほしい。もういいですか。 それでは、ほかに質疑はありませんか。

**○議員(乙津 弘子君)** プールについて、これ私の意見を暴論と思うかもしれないんですが。座ってごめんなさい。実は、大阪と京都を合わせて回ったんですが、すみませんプールについてですけれど、意見言うたらあかんのですね、分かりました。さっきの中村議員の意見に続いてと思ったんですけれど。そうですか。

お金をかけるということの、やっぱり小中学校と合わせてあれだけのプールがあるとすごいお金だと思うんで、本当に、さっきおっしゃったように屋根があって、いわゆる室内のそういうのだったらお金がもうちょっと、そういうふうにしてお金のことを考えられたらいいんじゃないかと思うんですが。ちょっと検討が違うようでしたらごめんなさい。

**○議長(河野 浩一君)** 今の質疑じゃないから。意見だけではできませんので、質疑だけにしますので。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(河野 浩一君)** これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案を慎

重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長(河野 浩一君)** 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は各所管事項別に それぞれ所管の常任委員会に付託します。

しばらく休憩します。15分間休憩します。

午前10時15分休憩

.....

#### 午前10時30分再開

○議長(河野 浩一君) 会議を再開します。休憩前に引き続き、会議を続行します。

日程第7「議案第51号令和5年度川南町国民健康保健事業特別会計補正予算(第1号)」 を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長(河野 浩一君)** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員 会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長(河野 浩一君)** 異議なしと認めます。したがって議案第51号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第8「議案第52号令和5年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」を 議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(河野 浩一君)** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員 会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長(河野 浩一君)** 異議なしと認めます。したがって議案第52号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第9「案第53号令和5年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算(第1号)」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(河野 浩一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員

会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長(河野 浩一君)** 異議なしと認めます。したがって議案第53号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第10「議案第54号令和5年度川南町介護保険特別会計補正予算(第1号)」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

- ○議員(徳弘 美津子君) 介護保険の10ページです。歳出の1款総務費1項総務管理費で、 介護総務事業地域介護福祉空間整備等施設整備補助金770万円の内訳をお願いします。
- **○福祉課長(渡邊 寿美君)** これにつきましては、グループホームあかつきの非常用自家 発電設備事業に基づくものでありまして、自家用発電機をそのまま取り付けるという形の事 業になります。そのものの金額になります。

以上です。

- **○議員(徳弘 美津子君)** 川南たくさん介護施設とかありますが、これから災害がすごく 多くなって、台風も大型になって停電になるということで、非常用自家発電。それらの施設、 たくさんありますよね。これだけの設備はどのような感じで整備をされているか、分かりま すか。
- ○福祉課長(渡邊 寿美君) 県の指定を受けております事業所につきましては、県と直接やり取りをして、非常時のこの自家発電事業についてはやっております。川南町につきましては、地域密着型の事業所に対しては、町を通してこのように10分の10の事業で実施しております。今のところ地域密着型の施設につきましては、小規模多機能型のひばり、それとひばりのサテライト、そしてここのあかつきが3か所目になっております。

以上です。

- **○議員(徳弘 美津子君)** では、様々な高齢者を抱える施設は、全て整備をされているという捉え方でよろしいですか。
- ○福祉課長(渡邊 寿美君) 県の指定を受けている施設につきましては、県と直接やり取りをして整備を進めております。

以上です。

- **○議長(河野 浩一君)** ほかに質疑はありませんか。
- 〇議員(中瀬 修君) 議案第54号令和5年度川南町介護保険特別会計補正予算(第1号) についてお尋ねします。

資料9ページ、10ページ、いわゆる7款1項22と書いてあるところですか。介護保険返還還付事業の返還金ということについて、どのようなことなのか教えていただけますか。

○福祉課長(渡邊 寿美君) この返還金につきましては、令和4年度分の事業費に対して 精算をして、もらいすぎていた分を返すという返還金になります。内訳につきましては、介 護給付費として国に対して2432万7000円、同じく介護給付費の県に対しまして459万5000円、同じく介護給付費に対しまして支払基金といいまして、保険料は40歳から納めていただいています。40歳から64歳までを取り扱っています支払基金があるんですが、そこに対しまして3万5000円、あと地域支援事業といいまして介護予防事業が主になります。それに付く、そのための頂いていた分の返す分が国費として211万9000円。同じく地域支援事業の県費に対して113万3000円、あと地域支援事業の支払基金に対して79万7000円。あと都農町と川南町で介護認定審査会を共同設置しております。介護認定審査会で精算をして都農町に返す分が16万8000円、トータルで3317万4000円になります。

以上です。

○議長(河野 浩一君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(河野 浩一君) これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員 会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長(河野 浩一君)** 異議なしと認めます。したがって議案第54号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第11「議案第55号令和5年度川南町電子地域通貨事業特別会計補正予算(第2号)」 を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(河野 浩一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員 会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(河野 浩一君)** 異議なしと認めます。したがって議案第55号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第12「認定第1号令和4年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(河野 浩一君)** これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています案件を慎重に審議するため、会議規則第39条 第1項の規定により、各常任委員会から議長及び監査委員を除く6名の委員で構成する一般 会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議したいと思いますが、御異議ありま せんか。

## [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(河野 浩一君) 異議なしと認めます。したがって、本案件については6名の委員で構成する一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議することに決定しました。

日程第13「認定第2号令和4年度川南町特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(河野 浩一君) これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています案件を慎重に審議するため、会議規則第39条 第1項の規定により、各常任委員会から議長及び監査委員を除く5名の委員で構成する特別 会計水道事業会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議したいと思いますが、 御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(河野 浩一君) 異議なしと認めます。したがって、本案件については5名の委員で構成する特別会計水道事業会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議することに決定しました。

日程第14「認定第3号令和4年度川南町水道事業会計決算認定についてを議題とします。 質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(河野 浩一君)** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています案件を慎重に審議するため、会議規則第39条 第1項の規定により、各常任委員会から議長及び監査委員を除く5名の委員で構成する特別 会計水道事業会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議したいと思いますが、 御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(河野 浩一君)** 異議なしと認めます。したがって、本案件は5名の委員で構成する特別会計水道事業会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議することに決定しました。

各常任委員会は、一般会計決算審査特別委員会、特別会計水道事業会計決算審査特別委員会について、それぞれ委員を選出してください。

しばらく休憩します。

十則01時35分休息						

#### 午前01時35分再開

#### **○議長(河野 浩一君)** 会議を再開します。

御報告します。ただいま設置されました、一般会計決算審査特別委員会委員に、総務厚生常任委員会から乙津弘子君、内藤逸子君、中村昭人君、文教産業常任委員会から児玉助壽君、中瀬修君、三原明美君、特別会計水道事業会計決算審査特別委員会委員に、総務厚生常任委員会から米田正直君、小嶋貴子君、文教産業常任委員会から田中宏政君、河野禎明君、德弘美津子君、以上、一般会計決算審査特別委員会委員に6名、特別会計水道事業会計決算審査特別委員会委員に5名を選出することに決まりました。

それぞれの決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選をお願いします。 しばらく休憩します。

午前01時36分休憩

### 午前01時36分再開

## **〇議長(河野 浩一君)** 会議を再開します。

御報告します。ただいま設置されました一般会計決算審査特別委員会の委員長に内藤逸子君、同副委員長に中村昭人君が、委員会条例第7条第2項の規定により互選されました。また、特別会計水道事業会計決算審査特別委員会の委員長に德弘美津子君、同副委員長に河野禎明君が、委員会条例第7条第2項の規定により互選されました。

なお、それぞれの決算審査特別委員会は、会議において審査結果を委員長から報告願います。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。皆さん、お疲れさまでした。

なお、引き続き、ただいま付託されました議案について、各委員会での審査をお願いしま す。

午前01時37分閉会